

令和8年度

いじめ対策基本方針

練馬区立大泉北小学校

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- いじめはどの学級にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、
いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。
- いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処については、校長の下、全教
職員の力を結集してこれにあたる。

2 方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」
を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と
高い指導力で日々の指導にあたれるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、幼・保・中との連携や相談体制、保護者
や地域への啓発などの取組内容を見直し、児童の特性を踏まえた実効性のある取
組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を強
化する。学識経験者や専門家、スクールロイヤー等を含めた第三者の意見を取り入
れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ対策基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ対策基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。

○策定した学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページ等で公開する。

○年度始めの保護者会等で、学校いじめ防止基本方針について説明する。

② 組織の設置

いじめ防止等の対策のために「いじめ防止対策委員会」を組織し、構成員は校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、養護教諭及び該当学級担任を充てる。また、重大事態への対応等、必要に応じて外部機関の専門家スクールロイヤーの助言や警察等の支援を求める。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、道徳教育推進教員を中核として、道徳の時間を中心に学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、自他の大切さを認め、互いの人格を尊重し合える態度を育成することなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養えるよう、学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を充実させる。

○ 5年生において情報モラル教室を開催し、インターネットや携帯電話等の適切

な使い方、トラブルや犯罪に遭わないための対策、携帯電話等の悪用による誹

謗・中傷は絶対に許されない行為であること等が学べるよう外部人材の協力も得

ながら適切に指導する。

- 縦割り班活動や学校間交流活動等、本校の特色ある教育活動や体験活動を通して、コミュニケーション能力の育成や生命や自然を大切にする心、他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等の育成を図る。また、そうした活動の中で充実感や達成感、困難を克服する喜びを味わわせ、自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む。

- 「いじめ総合対策【第3次】」に基づき、年に3回以上のいじめに関する授業を計画し、取り組む。

- 道徳教育を推進するとともに、人間関係構築力等を育成する。

- 道徳の時間や特別活動、学校行事、中学校での技術科等を通じて、情報モラル教育のより一層の充実を図る。

- 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動を推進する。

- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験活動を充実する。

- 児童生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定

感、自己有用感を高めるための教育活動を充実する。

② 児童の主体的な活動の促進

- SNSの利用に関しては「SNS大北ルール」を示し、インターネット上のトラブルを未然に防ぐ。
- 代表委員会が中心となって挨拶運動やユニセフ募金活動等を行い、児童が主体的にいじめのない学校の素地作りに取り組めるようにする。
- 6月、11月、2月のふれあい月間において、いじめ防止標語、いじめ防止ポスター等、いじめ防止の啓発キャンペーンを行う。

③ 教職員の情報共有の向上

- 毎週金曜日の夕方、教職員での生活指導終会を行い、生活指導上の情報の共有を図るとともに、いじめ問題に対する正しい理解を深めるために人権教育プログラム等を活用したミニ研修を実施する。さらに、外部講師を招いて校内研修会を行い、児童理解やカウンセリングの手法の向上を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを踏まえ、服務研修等を通して人権感覚を磨く。また、児童の人権を侵害する行為については、そのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 6月、11月、2月をふれあい月間とし、全校でいじめに関する調査を実施する。その後迅速に聴き取り調査を行い、実態把握し早期対応をする。

- 実態調査の他、7月、12月の児童アンケート、日常の児童の様子や日記、看護日誌、ふれあい相談室の日誌等からいじめの早期発見に努め、迅速に対応する。

② 教育相談の充実

- スクールカウンセラーによる5年生の全員面接や各クラスの授業参観を行うことで、早期対応できるようにする。

- 心のふれあい相談室の開室日を児童や保護者に周知し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員に気軽に相談できる体制を整備する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

保護者会、学校だよりおよびホームページ等を通じて、積極的に情報発信・情報共有に努める。

- 「練馬区いじめ一掃プロジェクト」の取組について周知するとともに、保護者・地域とも協力したプロジェクトの充実について、創意工夫して取り組む。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取る。また、できる限り周囲の児童からも情報を集め、客観的な事実の収集に努める。

- 迅速に保護者へ事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努め、できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善するまで見届ける。
- いじめる側の児童に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

いじめの周囲の児童には、見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じということを理解させるとともに、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- 特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。
- いじめを把握した場合、管理職の指導の下、「いじめ防止対策委員会」で対応を協議し、情報の収集や情報の共有、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童への心のケアを分担して行う。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、「重大事態発生時の対応フローチャート」に基づき、直ちに教育委員会へ報告する。
- いじめられた側の児童に寄り添うとともに、教育委員会とも連携を図りながら全ての児童が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- いじめられる側の児童生徒を守るため、早期に対応する。
- 掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。
- いじめる側の児童生徒への指導については、事実確認を行ったうえ、書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。
- いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。
- いじめの周囲の児童生徒には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。
- 保護者等からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込

まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。また、削除依頼を要請するとともに、厳正に対応する方針を示していく。

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童生徒および保護者に情報提供する。

⑦ 関係機関との一層の連携

- 小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。また、学校外の生活の場として利用する学童クラブ、ひろば室、児童館とも適切に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。